

衆議院内閣委員会ニュース

【第208回国会】令和4年3月9日（水）、第7回の委員会が開かれました。

1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。

理事 平林晃君（公明）（理事國重徹君今9日理事辞任につきその補欠）

2 公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件（人事院勧告）

- ・二之湯国務大臣、川本人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）森田俊和君（立民）、阿部司君（維新）、浅野哲君（国民）、塩川鉄也君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

森田俊和君（立民）

- （1） 我が国全体の人材育成策の在り方に関する川本人事院総裁の見解
- （2） 国家公務員の長時間労働を是正するための人事院の役割
- （3） 男性職員の育児休業取得
 - ア 取得に対する川本人事院総裁の見解
 - イ 取得の実質的な効果を高める方策
- （4） 総裁就任後のテレワーク環境の整備に関する取組
- （5） 職種別民間給与実態調査
 - ア 令和3年の調査が適切に行われたことの確認
 - イ 令和4年の調査における、調査手法の改善に向けた取組

阿部司君（維新）

- （1） 人事院制度
 - ア 人事院の役割と機能
 - イ 人事院において人事制度の調査研究や人事施策の実施という機能が十分に果たされていることの確認
 - ウ 人事院と関係機関との役割分担及び連携の在り方
- （2） 国家公務員の職場環境の改善
 - ア 本省及び出先機関における育児休業の取得状況
 - イ 霞が関において育児と介護を同時に担うダブルケアを行う職員の実態把握及び支援の状況
 - ウ 業務量と人員配置との関係の把握方法
 - エ サービス残業時間、長期休職者数及び離職者数の把握状況
 - オ 人員配置の適正化及びフレキシブルな人事施策の導入を行う必要性

浅野哲君（国民）

- （1） 人事院勧告
 - ア 勧告が8月に行われる理由及び4月の給与が調査の対象となる理由
 - イ 民間企業における近年の賃金改定の時期
 - ウ 賃金改定を4月に行う企業の割合（59.2%）は企業数の割合なのか、従業員数の割合なのかの確認
 - エ 調査対象を10月の給与とし、それに基づいて勧告を行う必要性

(2) 職員の処遇を決めるに当たり、職員の能力や実績を公平に評価する必要性

塩川鉄也君（共産）

人事院勧告の影響

- ア 影響を受ける労働者数
- イ 病院、学校等の民間被用者で影響を事実上受ける労働者数
- ウ 幼稚園以外の私立学校の労働者への影響の有無
- エ 人事院勧告は公定価格を通じて保育士及び幼稚園教諭の処遇に影響を及ぼすことの確認
- オ 給与を引き下げる勧告は、国民生活や経済に大きな影響を及ぼすことを踏まえて慎重に検討する必要性
- カ 人事院勧告の影響で公定価格が下がり、保育士と他の産業との賃金格差が拡大することは避けるべきとの意見についての川本人事院総裁の見解
- キ 人事院勧告が公定価格に反映されて保育士の給与が下がることは避けるよう、人事院から政府に意見を述べる可能性
- ク 人事院勧告の影響による賃下げを補填する措置を今後も実施する必要性について、人事院から政府に意見を述べる必要性

- 3 ①一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）
②特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）
③国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）
- ・二之湯国務大臣、川本人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・塩川鉄也君（共産）及び大石あきこ君（れ新）が討論を行いました。
 - ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、立民、維新、公明、国民、有志 反対—共産、れ新）
 - ・②について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志、れ新）
 - ・③について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志、れ新）
（質疑者）藤井比早之君（自民）、平林晃君（公明）、本庄知史君（立民）、阿部司君（維新）、浅野哲君（国民）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

藤井比早之君（自民）

- (1) 公務員給与の減額改定を行う根拠及び理由並びに国・地方を合わせた人件費の削減額
- (2) 国家公務員における人材の確保
 - ア 本省における超過勤務手当の予算額及び長時間労働是正に係る取組
 - イ 法制執務のデジタル化（e-LAWS）の取組及び業務の効率化に向けた内閣法制局の決意
 - ウ 国家公務員採用試験におけるデジタル区分の新設の経緯及び同区分の内容並びに今後のデジタル人材の確保・育成のための方策

平林晃君（公明）

- (1) 国家公務員における人材の確保
 - ア 新卒採用の世代において、勤務時間、給与、福利厚生等の観点から国家公務員の魅力がどのように映り変化しているかについての政府の認識
 - イ 今般の期末手当の引下げが国家公務員試験受験者数の減少や公務員の魅力の低下の要因となる可能性及びその対応策
 - ウ デジタル人材を確保するための方策
- (2) 国家公務員の育児休業
 - ア 目標、取得実績及びその評価
 - イ 今般の法改正の効果及び期待される数値的改善の程度
 - ウ 短期の育児休業をより多くの回数で取得できる仕組みとする必要性

本庄知史君（立民）

- (1) 国家公務員の給与面での処遇が難しい中、働き方、職場環境、やりがい等で魅力をつけていくことの重要性についての二之湯国務大臣の見解
- (2) 長時間労働の是正
 - ア 「令和3年度における人事管理運営方針」において、長時間労働の是正のためには、職員の勤務時間の「見える化」が必要としている趣旨
 - イ 在庁時間調査による時間が勤務時間と同じではないことの確認
 - ウ 国家公務員給与等実態調査における超過勤務手当支給時間に含まれない残業時間についても、「見える化」を図る中で把握できるようにしていくことの確認
 - エ 令和3年8月10日の人事院総裁談話における超過勤務を必要最小限のものとするための各府省に対する「指導」の具体的な内容
 - オ 平成31年4月における超過勤務の上限に関する人事院規則の改正後の効果の有無
 - カ オの効果が必ずしも十分でないことの確認
 - キ 令和3年8月の「公務員人事管理に関する報告」において、人事院は特例業務の範囲や他律的部署の統一的な指定に向けて各府省に対する指導・助言を行うこととしている趣旨及び現状において統一がされていない理由
 - ク キの指導・助言において、人事院がイニシアチブを取り、仕組みや権限に実効性を持たせる必要性
 - ケ 恒常的な業務について、人員不足による超過勤務が生じないための人事院の取組
- (3) 国家公務員の男性職員の育児休業
 - ア 男性職員の育児休業取得率が低く、期間も短い理由
 - イ 多くの男性は収入の減少を考慮して、育児休業を取得しないのではないかと意見に対する二之湯国務大臣の見解
 - ウ 民間における育児休業給付への上乗せの現状
 - エ 子供が1歳を超えても育児休業手当を受給できる仕組みを検討する必要性
 - オ 育児休業取得申請時に理由の記載が不要である千葉市における運用を、国においても取り入れる必要性

阿部司君（維新）

官民の人材流動化に向けた対応

- ア 現行法制において高度専門人材の採用における高額報酬支給の可否及び制度的障害の内容
- イ 本府省における中途採用職員が管理職に占める割合

- ウ 民間からの中途採用職員の俸給決定及び経験勘案の仕組み
- エ ウについて、前職の年収等で判断を行う必要性
- オ 国家公務員を中途退職し、再度公務員に採用された職員の人数
- カ いわゆる出戻り人材を増やすため、中途採用職員の給与の改革を進める必要性
- キ 公務員制度改革に関する二之湯国務大臣の認識

浅野哲君（国民）

- (1) 公務員のボーナス引下げ
 - ア 法律案の提出が例年よりも遅れた理由及びそのことに対する二之湯国務大臣の見解
 - イ 減額調整の措置がとれない退職者等が存在する中、令和4年6月時点での現役職員に対し減額調整の措置を行う妥当性
 - ウ 不公平感のある今回の措置を前例としないことの確認
- (2) 国家公務員の役職定年制の今後の在り方

塩川鉄也君（共産）

公務員のボーナス引下げ

- ア 我が国の経済に与える影響
- イ 経済状況が厳しい中で多くの労働者に影響を与える国家公務員の給与の引下げを行うことの妥当性
- ウ 物価高騰の情勢下で経済に負の影響を与える国家公務員の給与の引下げを行うことの妥当性
- エ 公定価格に倣い国家公務員の給与の引下げ分についても穴埋めをする必要性
- オ 定年退職した再任用職員に対し減額調整の措置を適用することの不当性

緒方林太郎君（有志）

国家公務員の昇任

- ア 国家公務員の職務と俸給との連関性
- イ 昇任のルールが省により異なる理由
- ウ 総合職の職員を優遇して昇任させることの問題点
- エ 内閣官房内閣人事局の参事官補佐はそれぞれの役割を果たしているかの確認
- オ 個々の参事官補佐は参事官の不在時にその職務を代行する能力及び役割を与えられているかの確認
- カ 職務の実質を伴わない役職名のインフレに対しルールを策定する必要性

大石あきこ君（れ新）

国家公務員の人員不足と言われる中、ボーナスの引下げを行った上で、国家公務員がやりがいを持ちつつ職務に専念できるかについて二之湯国務大臣の見解